

第3 外部監査の結果---個別事項

個別のエレベータ施設定期保守整備委託の検討

本報告書 22 ページ～32 ページにおいて、エレベータ施設の定期保守整備業務委託の契約形態の実態調査結果を基にどのような契約形態であるべきかを総括的に述べた。

又 33 ページ、34 ページにおいて、これらの各施設の委託業務契約の締結並びにその執行状況の検証が情報の共有化がなされず、個々になされていたためこれに対して監査人としての総括的な考え方を述べた。以下では個々の、エレベータ施設ごとにその委託内容を分析している。

総務部	総務管理課	本庁舎エレベータ施設定期保守整備業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		6,141,000
委託契約:平成 17 年度まで 1 者随意契約平成 18 年度より指名競争入札		委託先：民間事業者

1. 委託業務の内容の検討

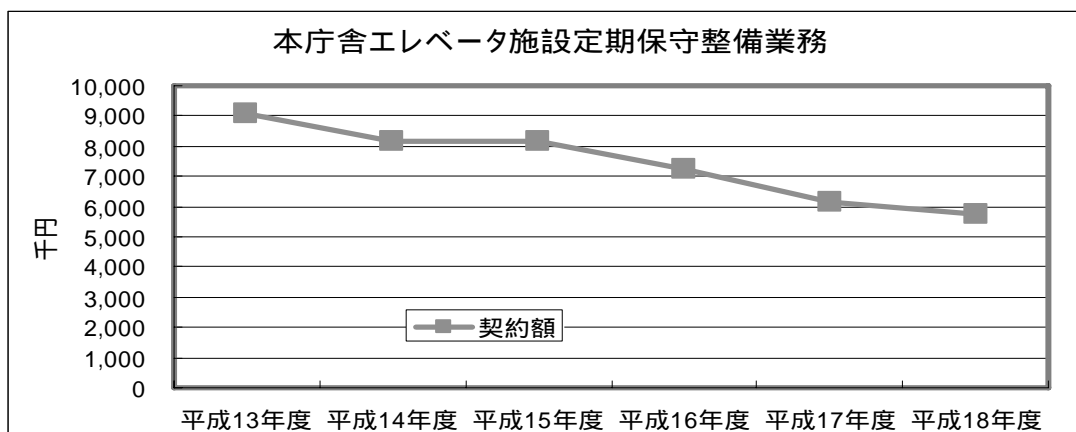
(1) 外部委託先決定方法について

本件業務委託先は、平成 17 年度までメーカー系の保守会社 A 社との随意契約により確定している。理由は、機械の特殊性や補修部品の調達制限により当該機器を専門的に取り扱っている業者でなければ不可能な状況であり、当該業者は四国で 1 社のみであるためと判断されていた。(ところが、平成 18 年度は指名競争入札により独立保守系業者が受託している)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
契約額	9,085	8,152	8,152	7,245	6,141	5,733
前年度差額	0	932	0	907	1,104	408
受託業者	A 社	A 社	A 社	A 社	A 社	B 社

(千円)

契約金額の推移をグラフにしておくので参照されたい。



上記グラフから明らかなように、契約額は減額傾向にある。これは、財政面からの歳出削減のための予算見直しの中で、契約内容の見直しによるものである。（点検回数の削減）

2.監査結果

- (1)平成 17 年度までの随意契約、平成 18 年度の指名競争入札については監査結果-全般事項の 1 の で述べたように、一般競争入札とすべきである。（指摘）
- (2)県は、エレベータの入札に関して業者選定と見積もり方法の対応についての基準を明確に定めるべき義務を果たしていない施設があるが、全般事項の「2.愛媛県が行っているその工事乃至は委託業務について、次の観点から再検討すること。」の で述べたような業務及び業務に対する委託料情報において情報の共有化、 で述べたような、全庁的にエレベータ保守点検・修理業務を統括的に管理する組織をさらに一歩進めて用意すること」を推し進めていくべきである。（意見）

歴史文化博物館	総務課	エレベータ保守業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		6,098,400
委託契約：平成 17 年まで随意契約 平成 18 年指名競争入札		委託先：民間事業者

・委託業務の内容の検討

平成 17 年度までは、機器設置メーカーとの随意契約であったが、平成 18 年度よりエレベータとエスカレータ部分に分離しての指名競争入札により選定されている。

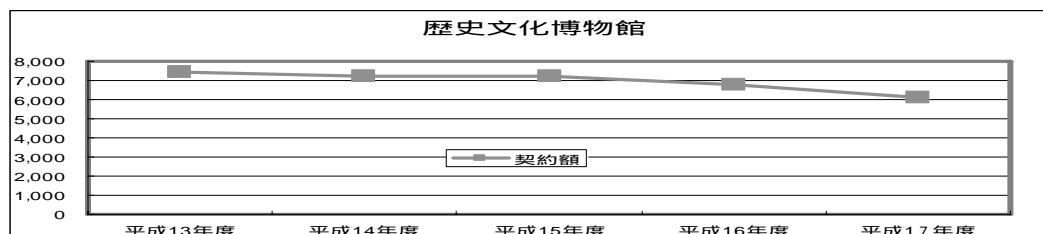
(1)委託金額の決定方法

積算資料による単価を用いた積上げ計算による予定価格の算定が行われている。

過去 5 年間の契約金額，受託業者はつぎのとおりである。

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
契約額	7,443	7,199	7,199	6,754	6,098
前年度差額	0	244	0	445	655
受託業者	A社	A社	A社	A社	A社

契約金額をグラフにしておくので参照されたい。



2. 監査結果

- (1)平成 17 年度までの随意契約、平成 18 年度の指名競争入札については エレベータ保守点検・修理業務等の性質で述べたように、一般競争入札とすべきである。(指摘)
- (2)県は、エレベータの入札に関して本庁のみならず関連施設すべてを含めた業者選定と見積もり方法の対応についての基準を明確に定めるべき義務を果たしていない。また、検査の実施状況については、横断的にチェックのできる人材の育成と体制の構築を図る努力を怠っている。(意見)

宇和島地方局	総務調整課	宇和島庁舎エレベータ保守点検業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		4,309,200
委託契約：平成 17 年度まで随意契約・平成 18 年度指名競争入札		委託先：民間事業者

1. 委託業務の内容の検討

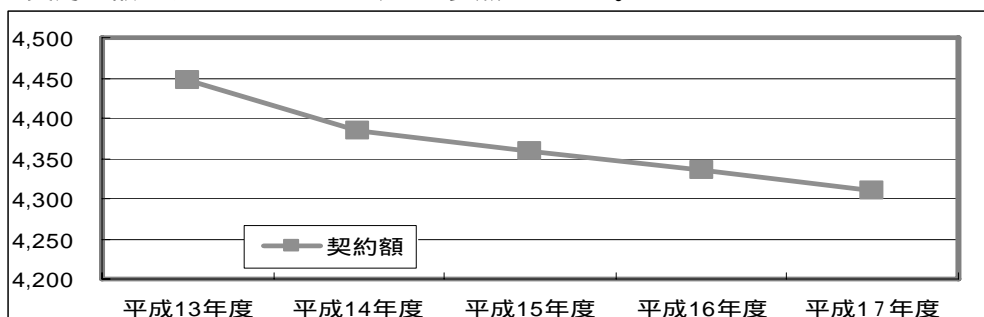
(1)外部委託先決定方法について

平成 17 年度までは、機器の特殊性・専門性のために競争入札に適さないとの理由でメーカー系の業者との随意契約であったが、平成 18 年度より指名競争入札による選定方法に変更されている。指名の基準としては、県に指名登録のある業者のうち、南予に営業所があり 1 時間以内の対応が可能な業者として 3 社を選定しているとのことである。

過去 5 年間の契約金額、受託業者はつぎのとおりである。

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
契約額	4,448	4,385	4,360	4,334	4,309
前年度差額	0	63	25	25	25
受託業者	X社	X社	X社	X社	X社

契約金額をグラフにしておくので参照されたい。



2. 監査結果

- (1)本庁等の愛媛県その他施設において、すでに競争入札制度が導入されており、随意契約を

続ける合理的な理由は存在しない。速やかに、一般競争入札制度を導入する必要がある。

(指摘)

- (2)県は、エレベータの入札に関して本庁のみならず関連施設すべてを含めた業者選定と見積り方法の対応についての基準を明確に定めるべき義務を果たしていない。また、検査の実施状況については、横断的にチェックのできる人材の育成と体制の構築を図る努力を怠っている。(意見)

医療技術大学	総務課	エレベータ設備保守点検業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		1,890,000
委託契約：随意契約		委託先：民間事業者

1. 委託業務の内容の検討

(1)外部委託先決定方法について

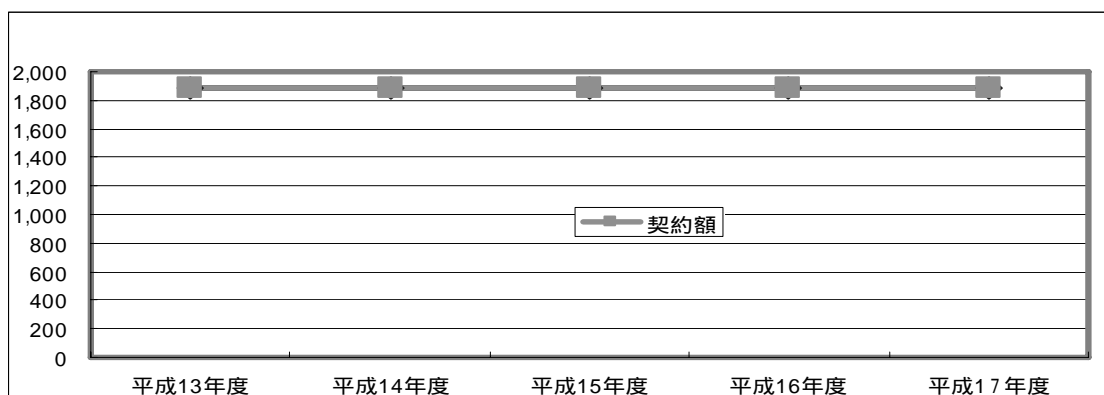
エレベータ設備の故障は人命に関わることから、安全第一に保守点検を行う必要があり、機器製造メーカーと保守点検業者に関連性がない場合、故障等の原因について明確な責任分担と迅速な対応ができない恐れがあるとの理由により、開学時より 17 年間にわたり D 社との随意契約が毎年更新されている。

過去 5 年間の契約金額，受託業者はつぎのとおりである。

(千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
契約額	1,890	1,890	1,890	1,890	1,890
前年度差額	0	0	0	0	0
受託業者	D 社	D 社	D 社	D 社	D 社

契約金額をグラフにしておくので参照されたい。



2. 監査結果

(1)本庁等の愛媛県他施設において、すでに競争入札制度が導入されており、随意契約を続ける合理的な理由は存在しない。速やかに、一般競争入札制度を導入する必要がある。

(指摘)

(2)県は、エレベータの入札に関して本庁のみならず関連施設すべてを含めた業者選定と見積もり方法の対応についての基準を明確に定めるべき義務を果たしていない。また、検査の実施状況については、横断的にチェックのできる人材の育成と体制の構築を図る努力を怠っている。(意見)

公営企業管理局	新居浜病院	エレベータ保守点検業務委託契約
委託形態：随意契約		委託先：民間業者
平成17年度年間委託料(円)		2,344,860

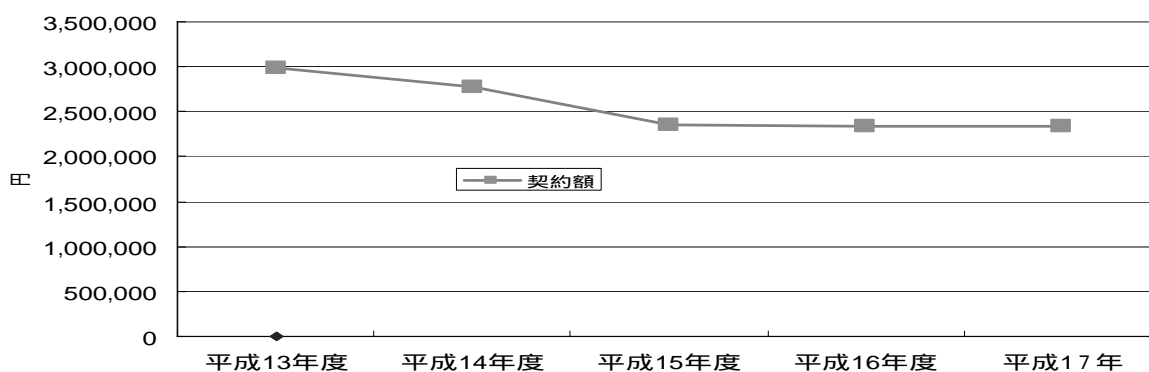
1. 委託業務の内容の検討

(1) 外部委託先決定方法について

随意契約によって決定している。これはコンピュータによりエレベータの運行状況を常時監視診断し、点検の効率化や、機器の軽微な変化の早期発見に資するものである。したがって、それらの装置を熟知したメーカー系保守管理技術が必要であるためとしている。

単位:円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
契約額	2,986,200	2,772,000	2,356,200	2,344,860	2,344,860
前年度差額		-214,200	-415,800	-11,340	0
受託業者	E社	E社	E社	E社	E社



平成15年度に予定価格の見直しをおこなった。

2. 監査結果

(1) 予定価格低減による契約額の減は、見方を変えれば、そもそも予定価格が高すぎたのではないかという見方もできる。本庁等の愛媛県他施設において、すでに競争入

札制度が導入されており、随意契約を続ける合理的な理由は存在しない。コスト低減の手法として速やかに、一般競争入札制度を導入する必要がある。(指摘)

(2)県は、エレベータの入札に関して本庁のみならず関連施設すべてを含めた業者選定と見積もり方法の対応についての基準を明確に定めるべき義務を果たしていない。また、検査の実施状況については、横断的にチェックのできる人材の育成と体制の構築を図る努力を怠っている。(意見)

公営企業管理局	南宇和病院	エレベータ保守点検業務委託契約
委託形態：随意契約		委託先：民間業者
平成17年度年間委託料(円)		4,397,400

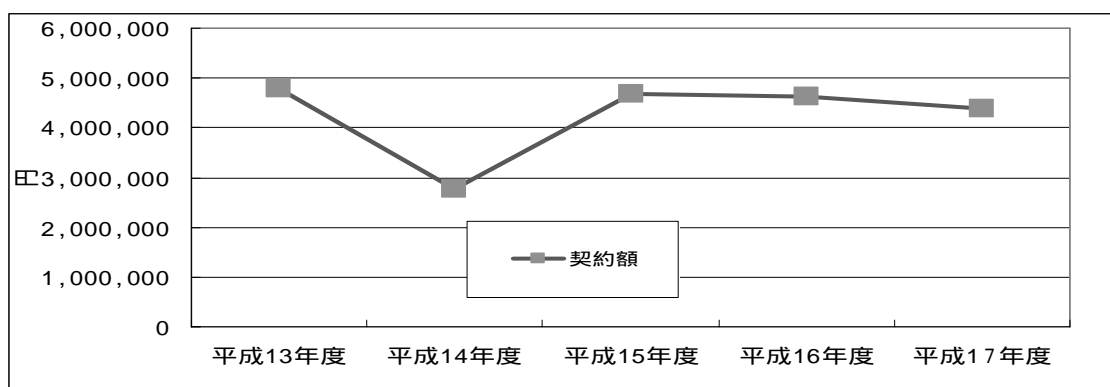
1. 委託業務の内容の検討

(1) 外部委託先決定方法について

随意契約によって決定している。安全性と機動性を重視するため、当該エレベータの製造会社であり、近隣の高知県中村市内に営業所(四万十営業所)を持つF社を選定した。

単位:円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
契約額	4,788,000	2,772,000	4,687,200	4,630,500	4,397,400
前年度差額		-2,016,000	1,915,200	-56,700	-233,100
受託業者	F社	F社	F社	F社	F社



2. 監査結果

(1)本庁等の愛媛県その他施設において、すでに競争入札制度が導入されており、随意契約を続ける合理的な理由は存在しない。速やかに、一般競争入札制度を導入する必要がある。(指摘)

(2)県は、エレベータの入札に関して本庁のみならず関連施設すべてを含めた業者選定と見積もり方法の対応についての基準を明確に定めるべき義務を果たしていない。また、検

査の実施状況については、横断的にチェックのできる人材の育成と体制の構築を図る努力を怠っている。(意見)

西条地方局	総務調整課	西条庁舎エレベータ保守点検業務委託
平成17年度年間委託料(円)		2,998,800
委託契約：平成17年度まで随意契約.平成18年度指名競争入札		委託先：民間事業者

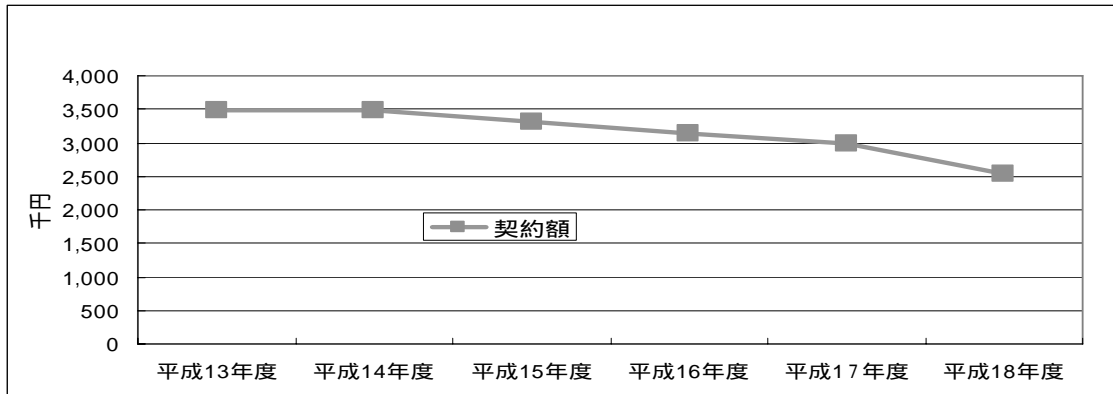
1. 委託業務の内容の検討

(1) 外部委託先決定方法について

平成17年度までは随意契約によって決定している。安全性と機動性を重視するため、当該エレベータの製造会社でありA社を選定した。予定価格は前年度実績をベースにしていた。なお平成18年度は指名競争入札であり、結果として契約金額が大幅に下がった。なお、下記の表のように、その際の落札率はほぼ100%であり、2位との差も拮抗している。

単位:千円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
契約額	3,477	3,477	3,304	3,150	2,999	2,545
前年度差額	-	0	-173	-154	-151	-454
受託業者	A社	A社	A社	A社	A社	A社



西条庁舎エレベータ保守点検業務

平成18年	
A社(落札)	2,545,200
入札参加者の 応札状況	
B社	2,646,000
C社	2,799,720
D社	2,835,000
E社	5,934,348
落札業者と2位	100,800

2. 監査結果

- (1)平成 17 年度までの随意契約、平成 18 年度の指名競争入札については、エレベータ保守点検・修理業務等の性質で述べたように、一般競争入札とすべきである。(指摘)
- (2)県は、エレベータの入札に関して本庁のみならず関連施設すべてを含めた業者選定と見積もり方法の対応についての基準を明確に定めるべき義務を果たしていない。また、検査の実施状況については、横断的にチェックのできる人材の育成と体制の構築を図る努力を怠っている。(意見)

警察本部	会計課	警察本部庁舎エレベータ保守点検業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		4,825,800
委託契約：指名競争入札		委託先：民間事業者

1. 委託業務の内容の検討

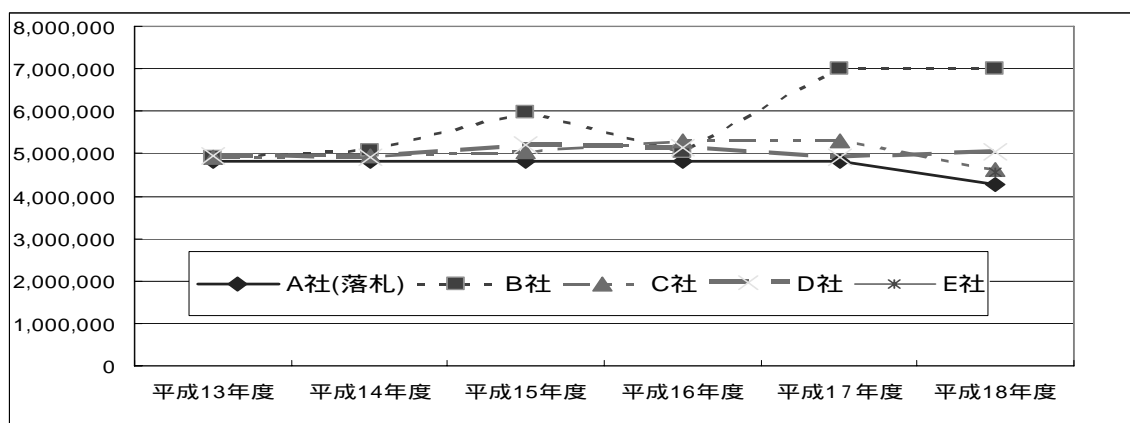
(1) 外部委託先決定方法について

指名競争入札を従来から継続している。しかしながら、落札価格は常に一定であり、競争入札の効果は全くでてきていない。以下の表、グラフからは「競争入札」の実態に疑問を感じざるを得ない。

単位:円	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
A社(落札)	4,825,800	4,825,800	4,825,800	4,825,800	4,825,800	4,284,000

入札参加者の応札状況

B社	4,914,000	5,077,800	5,987,520	5,040,000	7,010,010	7,009,800
C社	4,914,000	4,939,200	5,040,000	5,292,000	5,292,000	4,636,800
D社	4,956,000	4,914,000	5,203,800	5,153,400	4,914,000	5,040,000
E社						4,573,800
落札業者と2位業者の差額	88,200	88,200	214,200	214,200	88,200	289,800



2. 監査結果

- (1)平成 17 年度まで、毎年予定価格と落札価格が同じであるという実態から、適正な競争が行われていないと推定せざるを得ない。又指名業者の選定についても慣例、前例を踏

襲しているのみである。エレベータ保守点検・修理業務等の性質で述べたように、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。(指摘)

(2)県は、エレベータの入札に関して本庁のみならず関連施設すべてを含めた業者選定と見積もり方法の対応についての基準を明確に定めるべき義務を果たしていない。また、検査の実施状況については、横断的にチェックのできる人材の育成と体制の構築を図る努力を怠っている。(意見)

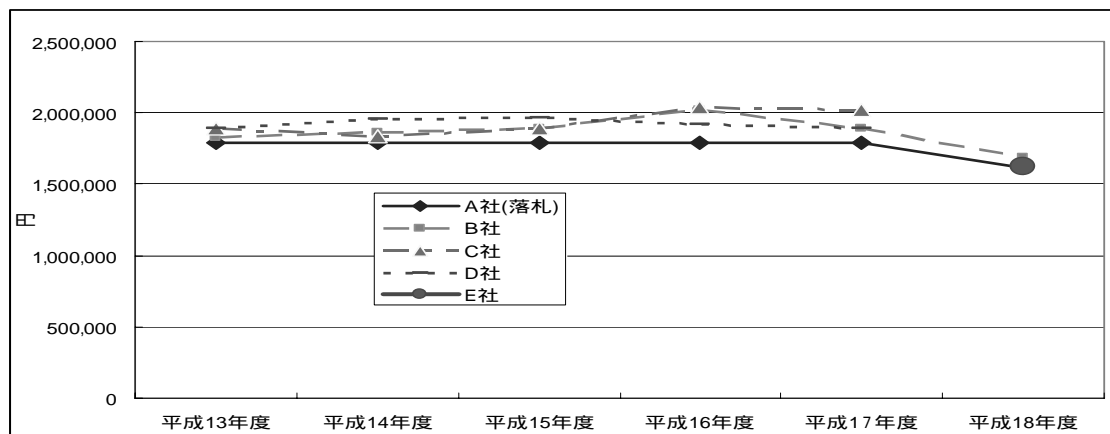
警察本部	会計課	運転免許センターエレベータ保守点検業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		1,789,200
委託契約：指名競争入札		委託先：民間事業者

1. 委託業務の内容の検討

(1) 外部委託先決定方法について

指名競争入札を従来から継続している。しかしながら、平成 17 年度までは、落札価格は常に一定であり、競争入札の効果は全くでてきていない。只、平成 18 年度においては、建設物価の下落に合わせて予定価格を下げたが、入札に E 社の新規参入があり、1 回目の入札では予定価格を上回り、2 回目で決定し、下記表、グラフのような結果となっている。なお、落札業者は引き続き A 社となっている。

単位:円	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
A社(落札)	1,789,200	1,789,200	1,789,200	1,789,200	1,789,200	1,612,800
入札参加者の応札状況						
B社	1,827,000	1,864,800	1,890,000	2,016,000	1,890,000	1,686,300
C社	1,890,000	1,839,600	1,890,000	2,041,200	2,016,000	2回目で辞退
D社	1,890,000	1,953,000	1,965,600	1,915,200	1,890,000	2回目で辞退
E社						1,627,500
落札業者と2位業者の差額	37,800	50,400	100,800	126,000	100,800	14,700



2. 監査結果

- (1)平成17年度までは、毎年、予定価格と落札価格が同じであるという実態から、適正な競争が行われていないと推定せざるを得ない。又指名業者の選定についても慣例、前例を踏襲しているのみであった。平成18年度において、指名業者を増やすという前例を破りはしたが、エレベータ保守点検・修理業務等の性質で述べたように、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。(指摘)
- (2)県は、エレベータの入札に関して本庁のみならず関連施設すべてを含めた業者選定と見積もり方法の対応についての基準を明確に定めるべき義務を果たしていない。また、検査の実施状況については、横断的にチェックのできる人材の育成と体制の構築を図る努力を怠っている。(意見)

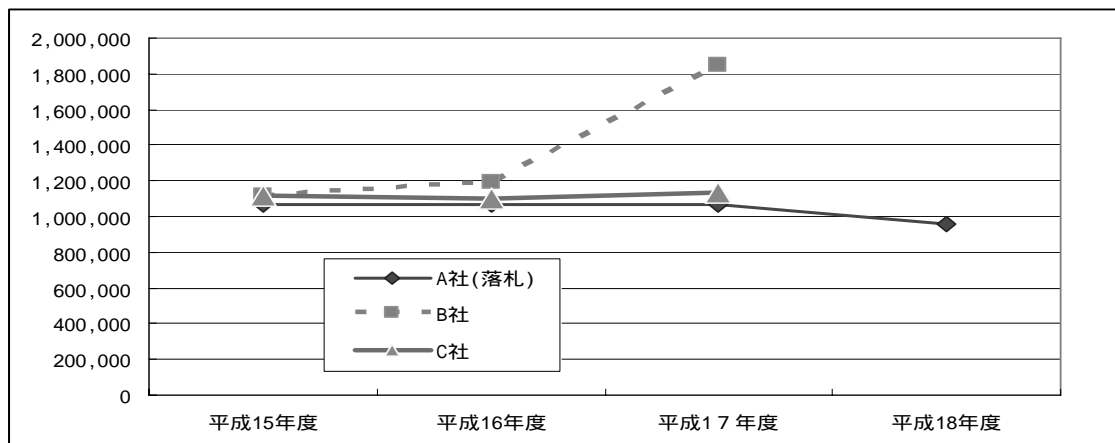
警察本部	大洲警察署	大洲警察署エレベータ保守点検業務委託
平成17年度年間委託料(円)		1,071,000
委託契約：指名競争入札		委託先：民間事業者

1. 委託業務の内容の検討

(1) 外部委託先決定方法について

平成14年10月建設以来、指名競争入札を従来から継続している。しかしながら、平成15年度業者見積額、契約額をベースに平成16年度、平成17年度の予定価格を算出し、予定価格=落札価格で同じ額であり、競争が機能していない。

単位：円	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
A社(落札)	1,071,000	1,071,000	1,071,000	957,000
入札参加者の応札状況				
B社	1,118,250	1,197,000	1,845,018	2回目で辞退
C社	1,121,400	1,102,500	1,134,000	3回目で辞退
落札業者と2位業者	47,250	31,500	63,000	



2. 監査結果

(1) 前述したように、上記表、グラフが示す実態から、適正な競争が行われていないと推定せざるを得ない。エレベータ保守点検・修理業務等の性質で述べたように、指名競争入札でなく、一般競争入札とすべきである。(指摘)

(2) 大洲警察署のエレベータは3ヶ月に一度業者が来るが、毎月は遠隔監視によるメンテナンスによる報告を受けている。業者の手間賃が毎月来る場合と異なり委託業務の積算根拠も異なると思われるが、予定価格が委託業務の積算としての数字として算出されていない。

県は、エレベータの入札に関して本庁のみならず関連施設すべてを含めた業者選定と見積もり方法の対応についての基準を明確に定めるべき義務を果たしていない。また、検査の実施状況については、横断的にチェックのできる人材の育成と体制の構築を図る努力を怠っている。(意見)

八幡浜地方局	総務調整課	庁舎エレベータ保守点検業務委託
平成17年度年間委託料(円)		4,032,000
委託契約：随意契約		委託先：民間事業者

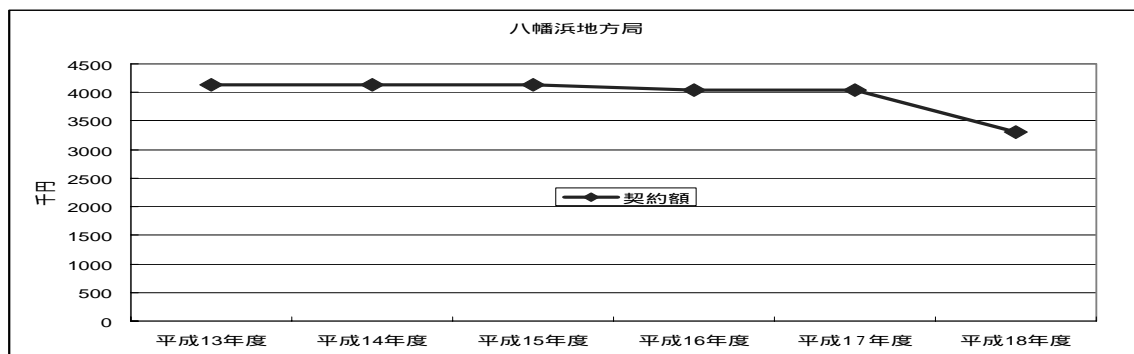
1. 委託業務の内容の検討

(1) 外部委託先決定方法について

平成17年度までは随意契約によって決定している。安全性と機動性を重視するため、当該エレベータの製造会社でありA社を選定した。予定価格は前年度実績をベースにしていた。なお平成18年度は指名競争入札としたが、同じA社が落札した。契約金額は仕様変更により大幅に下がった。

単位:千円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
契約額	4133	4133	4133	4032	4032	3313
前年度差額		0	0	-101	0	-719
受託業者	A社	A社	A社	A社	A社	A社



単位:円	平成18年
(落札)A社	3,313,800
入札参加者の応札状況	
B社	3,628,800
C社	3,675,000
D社	6,828,150
落札業者と2位業者の差額	315,000

2. 監査結果

(1)平成17年度までの随意契約について、又平成18年度指名競争入札については、エレベータ保守点検・修理業務等の性質で述べたように、一般競争入札とすべきである。(指摘)

(2)県は、エレベータの入札に関して本庁のみならず関連施設すべてを含めた業者選定と見積もり方法の対応についての基準を明確に定めるべき義務を果たしていない。また、検査の実施状況については、横断的にチェックのできる人材の育成と体制の構築を図る努力を怠っている。(意見)

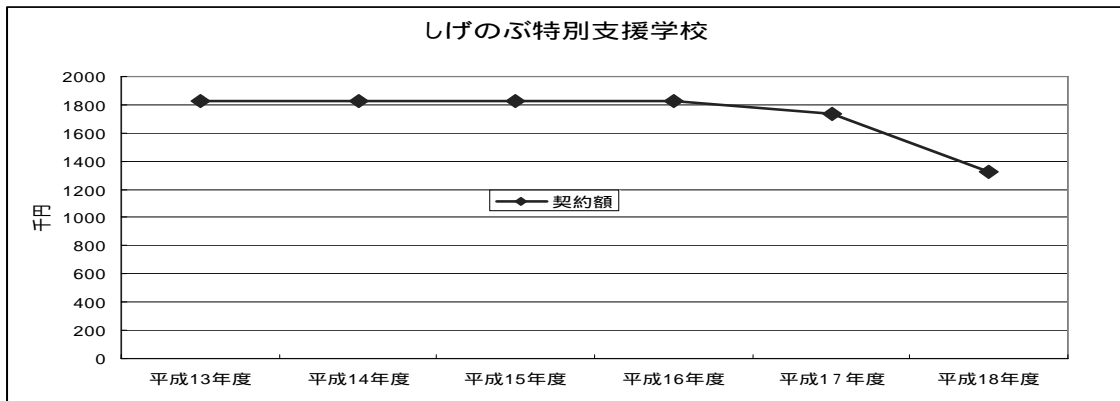
教育委員会	しげのぶ特別支援学校	学校エレベータ保守点検業務委託
平成17年度年間委託料(円)		1,732,500
委託契約：随意契約		委託先：民間事業者

1. 委託業務の内容の検討

(1) 外部委託先決定方法について

平成17年度までは随意契約によって決定している。安全性と機動性を重視するため、当該エレベータの製造会社でありA社を選定した。平成18年度は指名競争入札であり、平成17年度までは、2基について年間22回の点検であったが、平成18年度は1基増設して3基であるが年間12回にした上で指名競争入札とした。結果として同じA社が落札したが契約金額が大幅に下がった。

	単位:千円					
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
契約額	1825	1825	1825	1825	1733	1323
前年度差額		0	0	0	-92	-410
受託業者	A社	A社	A社	A社	A社	A社



単位:円	平成18年
(落札)A社	1,323,000
入札参加者の応札状況	
B社	1,360,800
C社	1,512,000
落札業者と2位業者の差額	37,800

2. 監査結果

- (1)平成 17 年度までの随意契約、平成 18 年度の指名競争入札については、エレベータ保守点検・修理業務等の性質で述べたように、一般競争入札とすべきである。(指摘)
- (2)県は、エレベータの入札に関して本庁のみならず関連施設すべてを含めた業者選定と見積もり方法の対応についての基準を明確に定めるべき義務を果たしていない。また、検査の実施状況については、横断的にチェックのできる人材の育成と体制の構築を図る努力を怠っている。(意見)

教育委員会	愛媛県立図書館	エレベータ保守点検・修理業務委託
平成 17 年度年間委託料(円)		1,890,000
委託契約：随意契約		委託先：民間事業者

1. 委託業務の内容の検討

(1)外部委託先決定方法について

本件業務委託先は、随意契約により確定している。県立図書館は昭和 50 年に開館して以来 32 年の歳月が経過しており、建物や設備の老朽化が著しく故障や交換が頻発している中で、県立図書館が比較的低価格でフルメンテナンス契約を継続していることは評価できる。

随意契約の理由は、(a) 年数が経過していること。(b) 安全な運転を確保すること。を主

たるものとしている。

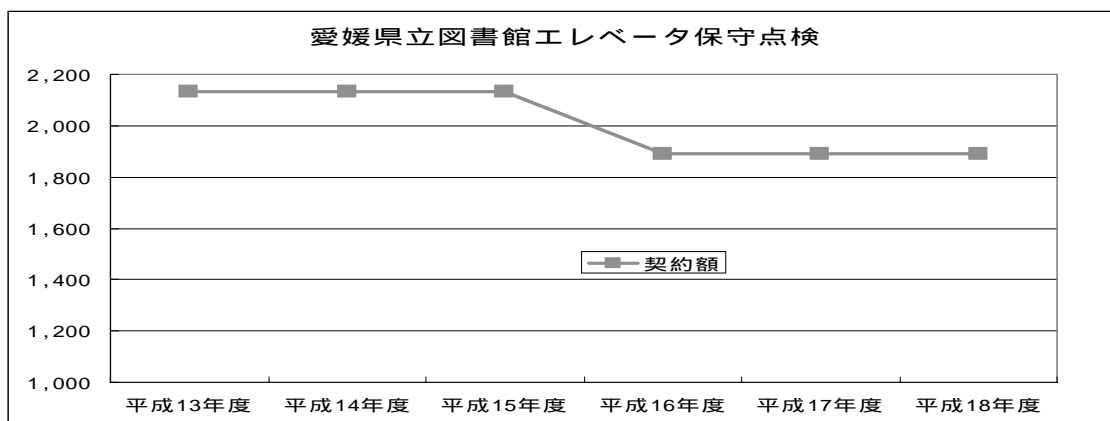
(2)委託金額の決定方法

予定価格作成時発行の建設物価資料により、当局設備に係る基本料金及び付加装置の点検料金を算定し、物価資料にない項目については、予算時の業者見積り額を採用し積算することになっている。

また、積算額が、予算時の業者見積り額以上のときは、予算時の業者見積り額が予定価格となる。なお、予定価格の事前公表はなされていない。

(税込@千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
契約額	2,132	2,132	2,132	1,890	1,890	1,890
前年度差額		0	0	242	0	0
受託業者	Y社	Y社	Y社	Y社	Y社	Y社



2. 監査結果

- (1) 随意契約については、エレベータ保守点検・修理業務等の性質で述べたように、一般競争入札とすべきである。(指摘)
- (2) 県は、エレベータの入札に関して本庁のみならず関連施設すべてを含めた業者選定と見積り方法の対応についての基準を明確に定めるべき義務を果たしていない。また、検査の実施状況については、横断的にチェックのできる人材の育成と体制の構築を図る努力を怠っている。(意見)

教育委員会	愛媛県美術館	エレベータ保守点検・修理業務委託
平成17年度年間委託料(円)		3,238,200
委託契約：随意契約		委託先：民間事業者

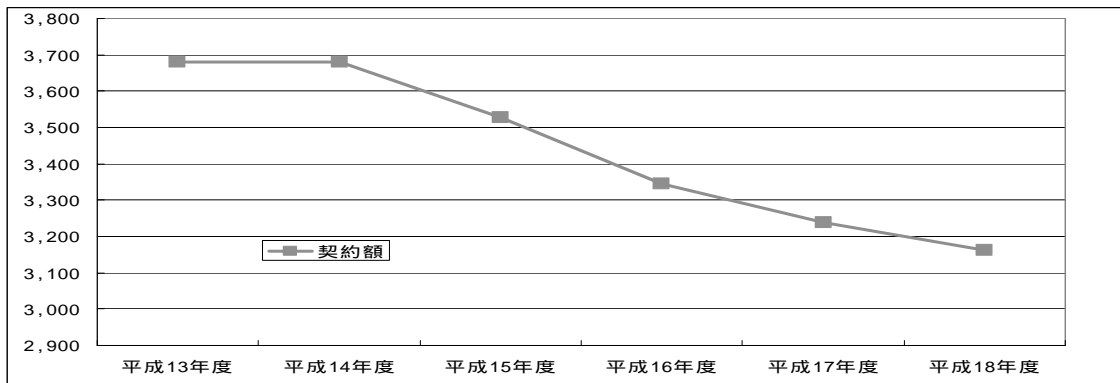
1. 委託業務の内容の検討

(1) 外部委託先決定方法について

随意契約により確定している。平成10年11月の美術館開館当初に施設整備して以来、その後も継続して保守点検を行い、製造メーカーとして、設備の特性や状況を熟知している。多くの来館者が利用しており、設備の安全で良好な運行を確保する必要があることを理由として掲げている。

(税込@千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
契約額	3,679	3,679	3,528	3,344	3,238	3,163
前年度差額		0	151	184	106	75
受託業者	Y社	Y社	Y社	Y社	Y社	Y社



2. 監査結果

- (1) 随意契約については、エレベータ保守点検・修理業務等の性質で述べたように、一般競争入札とすべきである。(指摘)
- (2) 県は、エレベータの入札に関して本庁のみならず関連施設すべてを含めた業者選定と見積もり方法の対応についての基準を明確に定めるべき義務を果たしていない。また、検査の実施状況については、横断的にチェックのできる人材の育成と体制の構築を図る努力を怠っている。(意見)

公営企業管理局	愛媛県立三島病院	エレベーター保守点検・修理業務委託
平成18年度年間委託料(円)		4,038,000
委託契約：随意契約		委託先：民間事業者

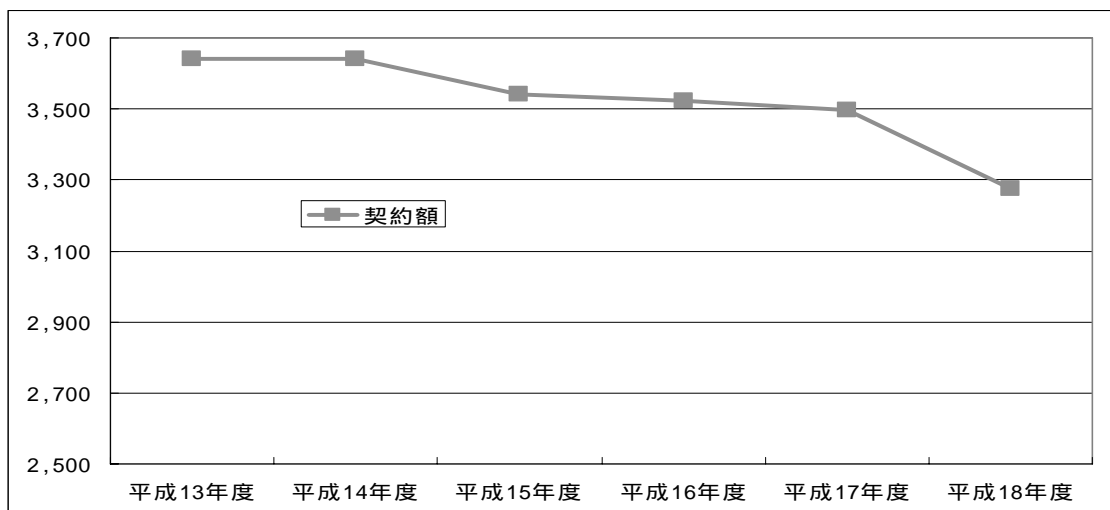
1. 委託業務の内容の検討

(1) 外部委託先決定方法について

本件業務委託先は、随意契約により確定している。愛媛県が随意契約によるべきである、とする理由は、「当機器はP社製であり、保守点検できる業者が他にない」ことにある。

(税込@千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
契約額	3,641	3,641	3,541	3,522	3,497	3,276
前年度差額		0	100	19	25	221
受託業者	X社	X社	X社	X社	X社	X社



・監査結果

- (1) 随意契約については、エレベータ保守点検・修理業務等の性質で述べたように、一般競争入札とすべきである。(指摘)
- (2) 県は、エレベータの入札に関して本庁のみならず関連施設すべてを含めた業者選定と見積もり方法の対応についての基準を明確に定めるべき義務を果たしていない。また、検査の実施状況については、横断的にチェックのできる人材の育成と体制の構築を図る努力を怠っている。(意見)

松山地方局	総務調整課	庁舎エレベータ保守点検業務委託
平成17年度年間委託料(円)		3,276,000
委託契約：随意契約		委託先：民間事業者

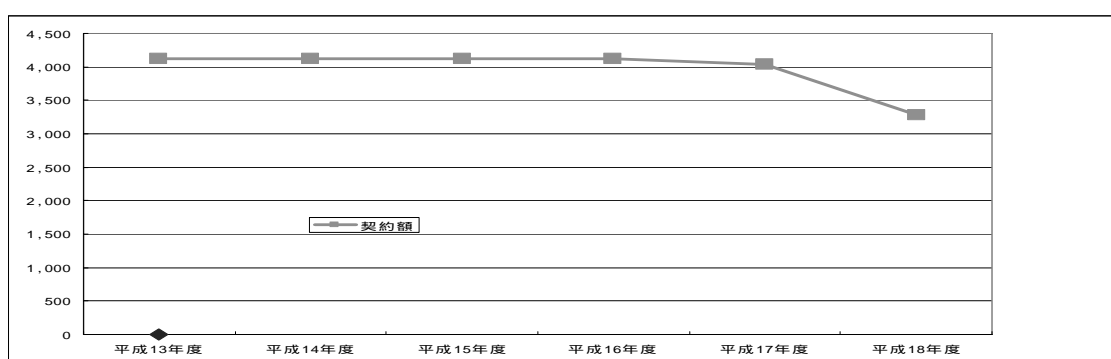
・委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

愛媛県松山地方局は、松山庁舎のエレベータ設備の保守業務を民間事業者へ外部委託している。契約金額、受託業者はつぎのとおりである。

(税込@千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
契約額	4,128	4,128	4,128	4,128	4,038	3,276
前年度差額		0	0	0	90	852
受託業者	Y社	Y社	Y社	Y社	Y社	Y社



予定価額は、予定価格作成時発行の建設物価資料により、当局設備に係る基本料金及び付加装置の点検料金を算定し、物価資料にない項目については、予算時の業者見積り額を採用し積算することになっている。

また、積算額が、予算時の業者見積り額以上のときは、予算時の業者見積り額が予定価格となる。なお、予定価格の事前公表はなされていない。

2. 監査結果

- (1) 随意契約については、エレベータ保守点検・修理業務等の性質で述べたように、一般競争入札とすべきである。(指摘)
- (2) 県は、エレベータの入札に関して本庁のみならず関連施設すべてを含めた業者選定と見積もり方法の対応についての基準を明確に定めるべき義務を果たしていない。また、検査の実施状況については、横断的にチェックのできる人材の育成と体制の構築を図る努力を怠っている。(意見)